

## 〔事案 25-168〕 転換契約無効請求

・平成 26 年 9 月 19 日 裁定終了

※本事案の申立人は、〔事案 25-169〕の申立人の配偶者である。

### <事案の概要>

契約内容を誤解したまま契約転換および新たな契約の申込みと、既契約の特約を更新しない旨の申し出をさせられたことを理由に、契約転換の無効等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

死亡保障が下がらない（「逡減型」ではない）タイプの保険で契約をしたつもりであったが、募集人から虚偽の説明を受け、また詳しい保険の説明も行われずに契約を急がされた結果、自分の希望しない保険を契約させられたので、以下のとおり取り扱ってほしい。

- (1) 被保険者を自分および配偶者として配偶者が契約した連生終身保険（契約①）について、特約を更新しない旨の申し出を取り消し、平成 23 年 3 月に遡及して更新したものとすること。
- (2) 平成 23 年 1 月に、被保険者を自分として配偶者が契約した特定疾病保障定期保険（契約②）を、利率変動型積立保険（契約③）に契約転換（その後、契約者を申立人に変更）したが、これを無効とすること。
- (3) 平成 23 年 1 月に契約者・被保険者を配偶者として契約した利率変動型積立保険（契約④）を無効とすること。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保険契約に関する申立人のニーズを踏まえ、複数のパターンについて詳細を十分に説明している。
- (2) 契約③への転換および契約④の加入は、申立人が積極的かつ選択的に決めたものである。
- (3) 募集人が虚偽の説明をした事実はない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### 1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、契約③および契約④の死亡保障および介護保障が逡減型ではないものと錯誤（民法 95 条）して、契約①を更新しない旨の申し出、契約②から契約③への転換、契約④の加入を行ったことを理由に、各手続きの無効を求めているものと判断する。

2. 以下のとおり、申立人および配偶者において各手続きの際、契約③および契約④の死亡保障等が逡減型ではないものと錯誤していたと認めることは困難であり、申立人の主張を認めることはできない。

- (1) 申立人の事情聴取によると、申立人は募集人から 1 回につき数時間程度で、少なくとも 4～5 回以上にわたり、保険契約の説明を受けていることが認められる。
- (2) 契約③および契約④の契約申込書や受領書兼確認書の記載から、申立人の配偶者が設計書

を受領したことが認められ、募集人から設計書に従った説明を受けたことが推認される。

- (3) 契約③および契約④の契約申込書には、「逡減」の語を含む、死亡保障および介護保障が支払われる特約の名称が記載されている。
  - (4) 事情聴取の結果から、申立人と募集人との間で、各手続きの直前に、契約③および契約④の申込書の内容を手書きで修正していることが認められ、申立人は契約③および契約④の内容について修正を依頼できる程度に理解していたことが推認される。
3. 仮に申立人に錯誤があったと認められるとしても、各手続きの際に上記設計書を用いた説明が行われ、上記申込書によって申立人および配偶者が自ら申込みをしていることからすると、申立人には錯誤に陥ったことにつき重大な過失があると言わざるを得ず、民法 95 条ただし書きにより、各手続きの無効を主張することはできない。